

第五次長野市男女共同参画基本計画 実施事業一覧表

基本目標	主要課題	施策体系区分				実施事業				
		基本施策	施策番号	具体的施策	内 容	担当課	事業項目	事業概要	令和4年度 事業計画	令和4年度 実施結果
基本目標1 あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり	主要課題1 市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大	① 附属機関等への女性の参画の拡大	1	附属機関等への女性の参画の促進	市政に対する女性の参画機会を拡大するため、「附属機関等に関する指針」の徹底を図り、積極的に参画を推進します。	総務課	長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針	より幅広い分野から市政に参画してもらおうと共に、女性の参画を積極的に進め「長野市男女共同参画基本計画」に基づき、女性委員の割合が40%以上になるよう努める。また、「長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」に盛り込まれている20%以上の市民公募枠の確保を図り市民参画を積極的に推進する。	チェックリストの活用により、所管所属の「長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」への意識定着に努めるとともに、推薦団体の意向等により目標値を達成できていないものについて、同指針の趣旨を踏まえた対応を各附属機関の所管所属に促していく。	
			2	附属機関等の委員選出母体となる団体の役員への女性の登用促進	審議会委員の選出母体となる団体に対し、役員への女性の登用について働き掛けなどを行います。	所管課				
		② 市役所における女性職員の職域拡大と管理職への登用	3	女性職員の職域拡大とキャリア形成の支援	「【統合版】長野市役所特定事業主行動計画」に基づき、性別に捉われない業務分担や女性職員の職域拡大、キャリアパスの選択肢を広げるための幅広い職務経験の付与やキャリアデザイン研修の充実を図ります。	職員課 職員研修所	人事における取り組み キャリアデザイン研修の実施	市の女性職員について、慣例にとらわれない柔軟な配置を進め、職域の拡大を推進する。 節目となる時期の職員に対し、自分の能力等を把握して将来のビジョンをデザインし、実現のためにキャリア形成・開発をどう図るかを学び、考える機会を提供する。	女性職員が配置されてこなかったポストや、企画・立案部門への登用など柔軟な配置を進め、人材育成に向けた取組を推進する。 ・採用3年目・33歳・43歳の職員を対象にキャリアデザイン研修を実施する。 ・研修内容・研修時期についての検討を行う。	
			4	女性職員の登用の推進	管理的職務や業務への配置・登用に向け、女性職員個々の能力、適性に合った計画的な育成を図ります。	職員課	人事における取り組み	市の女性職員の管理職への登用を推進する。	【統合版】長野市役所特定事業主行動計画における管理的地位（課長相当職以上）にある職員の女性割合を令和7年度までに10%以上とする目標に向け、女性の管理職への登用の拡大を図る。	
		③ 政治分野における女性の参画促進	5	女性のための講座の実施	多様な人材が参画する意義や必要性について啓発を行うとともに、政治や行政への女性の関心と理解を深める講座や啓発活動を実施します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	女性を対象に、政治や行政への関心と理解を深める講座を開催する。	女性活躍推進講座 2講座(2回)	
	主要課題2 地域活動等における男女共同参画の推進	④ 男女共同参画の視点を取り入れた地域力向上	6	男女共同参画への理解を深める講座の開催	住民自治協議会等が開催する男女共同参画セミナーへの開催支援や市立公民館・市交流センターが開催する男女共同参画について理解を深めるための講座を通じて啓発活動を推進します。また、女性が市政や政策・方針決定の場に積極的に参画する意識の醸成を図ります。	人権・男女共同参画課	地域における男女共同参画の推進	地域活動において女性が「意見を述べる場、意思決定の場」へ積極的に参画するための取組を行う住民自治協議会等に対し、支援する。	外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援	
						家庭・地域学びの課	市立公民館・市交流センターにおける男女共同参画について理解を深めるための講座の開催	市立公民館・市交流センターにおける男女共同参画を促進するための各種講座の開催	男女共同参画をテーマにした講座等を開催する。	
			7	住民自治協議会や区・自治会等への女性の参画の促進	住民自治協議会等の方針決定の場へ女性を積極的に登用するよう、様々な機会を通じて地域における男女共同参画意識の啓発を行います。また、女性の参画意識の醸成や女性の参画しやすい環境づくりを支援します。	地域活動支援課 人権・男女共同参画課	住民自治協議会等への働きかけ 住民自治協議会等への働きかけ	人権・男女共同参画課が住民自治協議会等に対し、女性参画について説明する場を提供するとともに、地域での取組を促す。 住民自治協議会等に対し、女性参画や選択事務に関する説明を行い、地域での取組を促す。	住民自治連絡協議会理事会において、人権・男女共同参画課が女性参画について説明する場を提供する。 住民自治連絡協議会理事会においての説明	
		⑤ 地域における女性の参画の促進	8	女性リーダーの育成	地域活動における女性のリーダーを育成するための講座等を開催し、その活動を支援します。	人権・男女共同参画課	女性リーダー育成講座の開催	地域づくり等における男女共同参画・女性活躍の推進にかかる意識向上を図る講座を開催する。	女性リーダー育成講座 1講座(5回)	
			9	女性役員登用への働きかけ	地域活動に取り組む諸団体における男女共同参画を促進するため、役員への女性の登用について働きかけなどを行います。	地域活動支援課	住民自治協議会等への働きかけ	人権・男女共同参画課が住民自治協議会等に対し、女性参画について説明する場を提供するとともに、地域での取組を促す。	住民自治連絡協議会理事会において、人権・男女共同参画課が女性参画について説明する場を提供する。	
人権・男女共同参画課	男女共同参画セミナーの開催支援	住民自治協議会ははじめ各種団体等が行う、地域づくり等における男女共同参画の意識向上を図るセミナーの開催を支援する。				外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援				
10	女性のエンパワーメントの推進	女性の参画拡大に向けた自己能力開発のための学習機会を提供します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	女性のエンパワーメントの推進のための講座を開催する。	エンパワーメント講座 4講座(4回)				

第五次長野市男女共同参画基本計画 実施事業一覧表

基本目標	主要課題	基本施策	施策体系区分			実施事業					
			施策番号	具体的施策	内 容	担当課	事業項目	事業概要	令和4年度 事業計画	令和4年度 実施結果	
基本目標1 あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり	主要課題2 地域活動等における男女共同参画の推進	⑥ 地域防災・復興における女性の参画拡大	11	防災における女性の参画の拡大	女性の意見を反映させるため、長野市防災会議における女性委員の割合を高めます。	危機管理防災課	長野市防災会議への女性委員就任	長野市防災会議における女性委員の割合を高める。	引き続き女性の推薦について配慮いただくよう関係機関に周知する。		
			12	男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築	災害に関する各種対応マニュアル等について、男女共同参画の視点を踏まえ作成します。避難所用の備蓄において、男女のニーズの違いに配慮するなど、男女共同参画の視点をもって取り組みます。	危機管理防災課	災害に関する各種対応マニュアル等に男女共同参画の視点の反映	各課に対して、災害対策本部各班個別対応マニュアル総括表等災害に関する各種対応マニュアルの作成・修正を依頼する際には、男女共同参画の視点を踏まえるよう周知していく。	各課に対して、各種対応マニュアルの作成・修正を依頼する際には、男女共同参画の視点を踏まえるよう周知していく。		
			13	女性消防吏員・女性消防団員の拡大	「【統合版】長野市役所特定事業主行動計画」に基づき、全消防吏員に占める女性消防吏員割合の引き上げを図ります。また、地域防災の要となる消防団については、女性団員の確保に取り組み、女性の視点からの防災対策充実に図ります。	消防局総務課 消防局警防課	人事における取り組み 女性消防団員の募集	女性消防吏員の採用を推進する。 女性消防団員の積極的加入促進し、女性団員の活性化を図る。	【統合版】長野市役所特定事業主行動計画に基づき、全消防吏員に占める女性消防吏員の割合を令和7年度までに4%以上とするため、学生向け就活イベントやセミナー等に参加し、消防業務の内容ややりがいについてPRを行う。	地域防災講座 1講座	
			14	女性同士の多様な分野の交流促進	女性活躍の推進を図るため、地域おこし協力隊などで地方と関わる都市部の女性や、市内のあらゆる分野における異業種交流など、様々な女性の交流を積極的に推進します。	人権・男女共同参画課	女性のための異業種交流会の開催支援	普段触れることの無い異なる業種の方々と交わることによって、価値創造や革新的な発想、幅広い人脈形成につなげる交流会を開催する。	異業種交流会 1回		
		15	NPOやボランティア団体等への情報発信・連携強化	地域社会を支え、女性活躍への取組を進めるNPOなどとの連携を強化するとともに、これら活動への市民参画を促すための情報発信に取り組みます。	人権・男女共同参画課	男女共同参画サポート事業の実施	男女共同参画推進に取り組む市民団体等を対象に講座・講演会、調査研究の企画を公募し、市民団体等の活動を支援する。	・講座・セミナー、講演会等 年間2企画以内（シンポジウム以外） ・シンポジウムA 年間1企画以内（参加者70人程度見込めるもの） ・シンポジウムB 年間1企画以内（参加者200人程度見込めるもの） ・調査研究 年間1企画以内			
		⑧ 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保	16	男女雇用機会均等法の定着・促進	労働関連法をはじめとする労働に関する情報を提供し、男女の雇用機会均等及び待遇の確保等について、国及び県等の関係機関と連携を図り、市内事業所の意識啓発を図ります。	人権・男女共同参画課	男女共同参画セミナーの開催支援	各事業所等からの依頼に応じ、職場内に生じている性別による固定的な役割分担意識の是正を図る内容のセミナーの開催を支援する。	外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援		
					国・県等との連携による啓発	労働局・職安・県からの事業所等への男女均等に関する資料を市関係所属に配布すること等を通じ、市内の事業所への意識啓発を行う。	男女雇用機会均等法の周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置する。				
			17	女性の職域拡大と管理職への登用	事業所における性別にとらわれない職業意識の醸成や職域拡大など、職場の慣行を見直し、女性の管理職登用への働きかけを行います。	人権・男女共同参画課 商工労働課	優良事業者表彰の実施と公表	性別にとらわれない職域の拡大や女性の登用等を積極的に行っている事業者を表彰し、公表することで啓発を図る。	・優良事業者の表彰 優良事業者賞・奨励賞 各々2社（者）以内 ・優良事業者の公表 市ホームページ、情報紙、月間講演会開会式において事業者の紹介		
		⑨ 女性活躍の推進に向けた取組強化	17	女性の職域拡大と管理職への登用	労働局・職安・県からの事業所等への女性の職域拡大と管理職への登用等に関する資料を市関係所属に配布すること等を通じ、市内の事業所への意識啓発を行う。	人権・男女共同参画課	男女共同参画セミナーの開催支援	各事業所等からの依頼に応じ、職場内に生じている性別による固定的な役割分担意識の是正を図る内容のセミナーの開催を支援する。	外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援		
	労働局・職安・県からの事業所等への女性が働きやすい職場づくりや女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等に関する資料を市関係所属に配布すること等を通じ、市内の事業所への意識啓発を行う。				商工労働課	国・県等との連携による啓発	女性が働きやすい職場づくりや女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等に関する資料などの周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに設置する。				
	18		女性活躍推進に取り組む事業者の支援	市内事業所における気運醸成と波及効果を狙って、積極的に女性の活躍推進に取り組む民間事業者を表彰し、その特色のある取組事例の周知を進めます。また、事業者による女性が働きやすい職場づくりや女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が努力義務となっている企業への、計画策定を支援します。	人権・男女共同参画課 商工労働課	男女共同参画セミナーの開催支援	各事業所等からの依頼に応じ、職場内に生じている性別による固定的な役割分担意識の是正を図る内容のセミナーの開催を支援する。	外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援			

第五次長野市男女共同参画基本計画 実施事業一覧表

基本目標	主要課題	基本施策	施策体系区分			実施事業				
			施策番号	具体的施策	内 容	担当課	事業項目	事業概要	令和4年度 事業計画	令和4年度 実施結果
基本目標1 あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり	主要課題3 働く場における女性の活躍の推進 【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】	⑨ 女性活躍の推進に向けた取組強化	19 働く女性の職業能力の開発機会の提供	働いている女性が、自らキャリア形成を行い、その能力が十分に発揮できるよう、女性の活躍を推進するとともに、働き方を改革するためのノウハウや各種支援制度、先進企業での事例などを発信し、企業の実態に応じた取組を支援します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画セミナーの開催支援	事業所等からの依頼に応じ、職場内に生じている性別による固定的な役割分担意識の是正、女性自身のキャリア形成の促進を図るセミナーの開催を支援する。	外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援		
					商工労働課	就労支援講座の開催	勤労青少年ホーム及び中高年齢労働者福祉センターにおいて、再就職に向けて就労支援講座を開催する。	キャリア形成・就労支援のための講座を勤労青少年ホームで計9講座開催する。		
			契約課	20 公共調達における女性活躍の推進	公共調達において、価格以外の項目を評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札件数を増やすことにより、女性の活躍推進に積極的に取り組む事業者の増を図ります。		仕事と子育ての両立等に取り組む企業に配慮した入札制度	価格及びその他の条件で落札者を決定する入札方式（総合評価落札方式）の価格以外の評価項目に、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等の項目を設定し、取組事業者の増を図る。	総合評価落札方式の入札件数を増やし、仕事と子育ての両立等に取り組む事業者増を目指す。	
		⑩ 働く場におけるハラスメントの防止	21 事業者等に対する周知・啓発	職場等でのあらゆるハラスメント防止のための意識啓発や相談窓口等の情報提供に努めます。	職員研修所		ハラスメント防止のための研修の実施	ハラスメント防止のため、職員の意識啓発及び知識の向上を図る。特に、新たに職員となった者並びに新たに所属長及び所属長に準ずる職責を担うこととなった職員を対象にハラスメントについての理解を深める。	新規採用、管理職（課長補佐）昇任時にハラスメント防止の研修を実施する。	
					人権・男女共同参画課		男女共同参画セミナーの開催支援	各事業所等からの依頼に応じ、職場内におけるセクシュアル・ハラスメントに関する内容のセミナーの開催を支援する。	・事業所等を対象に、外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援 ・ハラスメント防止講座 1講座	
					商工労働課		優良事業者表彰の実施と公表	人権に配慮し、男女が共に働きやすい職場環境づくりのための積極的な取り組みを行っている事業者を表彰する。	・優良事業者の表彰 優良事業者賞・奨励賞 各々2社（者）以内 ・優良事業者の公表 市ホームページ、情報紙、月間講演会開会式において事業者の紹介	
			商工労働課		22 相談体制の充実	セクシュアル・ハラスメント等に関する相談や支援に関わる職員のスキルの向上を図るとともに、被害者の立場に立った相談対応に取り組めます。	要綱に基づく本市職員からの相談対応	「長野市役所の職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱」に基づき、相談に係る環境づくりの実施を周知する。	ハラスメント全体の防止のため、要綱改正及び苦情相談処理窓口の設置等を周知する。	
			人権・男女共同参画課		女性のための相談の実施	男女共同参画センターにおいて、専門の女性相談指導員が常駐し、女性特有の悩みや不安等について相談を受ける。	女性のための相談（電話・面接） 平日 9:00～16:00 毎月第2土曜日（電話のみ） 9:00～16:00			
			人権・男女共同参画課		女性弁護士による女性のための法律相談	県弁護士会との共催により、女性特有の悩みにおいて、法的な見解が必要とされる場合に、女性弁護士が相談を受ける。	女性のための法律相談 毎月第2水曜日 10:00～12:00 申込 相談前日 8:30から電話にて受付（先着4人）			
		商工労働課		23 労働相談機能の充実	職業相談室を設置し、雇用、待遇、セクシュアル・ハラスメントなど、労働に関する相談機能の充実に努めます。	労働相談の開設	県社会保険労務士会北信支部等の協力を得て、雇用・待遇・セクハラなどの相談を行う。	もんぜんぶら座の長野市職業相談室において、社会保険労務士による雇用・待遇・セクハラなどに関する相談を毎月1回開催する。		
		⑪ 女性の就労支援	24 女性の再就職、能力発揮に対する支援	結婚・出産・育児・介護等で仕事を離職したものの、その後再就職を希望する女性に対して、情報の提供や資格取得講座等の開催により、再就職を支援します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	結婚、出産等で一時仕事を中断した女性への再就職に向けて、再就職に関わる知識や就業に関する意識付けを行う講座を開催する。	再就職支援のための講座 ・勤労者女性会館しなのき 40講座（349回） ・ " 南部分室 30講座（200回）		
					商工労働課	再就職を支援するイベントの開催	結婚や出産等で一度は仕事を辞めた女性への再就職に向けて、就職活動の進め方、社会保険制度等の再就職に関わるセミナーを開催するとともに先輩社員の生の声を聞くことができるイベントを開催する。	結婚や出産等で一度は仕事を辞めたが、再就職を希望している女性等を対象としたイベント「ママたちのお仕事フェスタ」を託児付きで開催する。		
			人権・男女共同参画課	25 リカレント教育の推進とデジタル・デバイドの解消	多様な年代の女性の社会参画のため、一旦離職した女性のためのリカレント教育等の学び直しを通じたキャリア形成を支援します。また、性別・年齢・学歴の有無等の相違からICTの利用格差が生じていることから、女性のデジタル知識の普及促進を支援します。	女性の社会参画のための学び直しの支援	勤労者女性会館しなのきにおいて再就職支援に関わる講座を開催する。	再就職支援のための講座【再掲】 ・勤労者女性会館しなのき 40講座（349回） ・ " 南部分室 30講座（200回）		
		商工労働課				女性のデジタル知識の普及促進支援	デジタル化社会に対応したスキルアップのための講座を開催する。	・女性のデジタル人材育成講座 1講座		

第五次長野市男女共同参画基本計画 実施事業一覧表

基本目標	主要課題	基本施策	施策体系区分			実施事業				
			施策番号	具体的施策	内 容	担当課	事業項目	事業概要	令和4年度 事業計画	令和4年度 実施結果
基本目標1 あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり	主要課題3 働く場等における女性の活躍の推進 【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】	⑫ 女性の就労支援	26	起業家の支援	就業形態のひとつである起業に関する女性向けの講座を開催すると共に、起業に関する相談等の支援に努めます。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座、しなのき主催講座の開催	勤労者女性会館しなのきにおいて起業家育成支援に関わる講座を開催する。	女性起業家支援のための講座 ・勤労者女性会館しなのき 2講座(10回) ・ ” 南部分室 1講座(5回)	
						商工労働課	起業に関する講座の開催	勤労青少年ホーム及び中高年齢労働者福祉センターにおいて、起業に関する講座を開催する。	起業に関する講座を勤労青少年ホームで計2講座、中高年齢労働者福祉センターで1講座開催する。	
		⑬ 農業や自営業等における男女共同参画の推進	27	農業経営への女性の参画支援	農業経営への女性の参画を通じて、近代的な農業経営を確立するため、家族経営協定の締結を支援します。	農業政策課	家族経営協定締結拡大の取り組み	認定農業者認定業務等で、当該協定の締結が必要な場合は、関係者が適切に締結できるように支援していく。	認定農業者認定業務等で、当該協定の締結が必要な場合、関係者が適切に締結できるように支援していく。	
						農業政策課	女性活動グループへの支援	農業分野のリーダーとして地域で活躍する女性を育成するため、女性農業者の団体に補助金を交付するなど、活動を支援する。	・「長野市農村女性ネットワーク研究会」への補助金の交付(423,000円)し、活動を支援する。 ・「長野市農村女性いきいき活動推進協議会」の活動を支援する。	
						人権・男女共同参画課	情報の収集・提供	自営業者及び家族従業者への男女共同参画についての啓発や情報提供を行う。	・ホームページによる情報提供 ・関連図書等の収集・提供	
		⑭ 女性の参画が少ない分野への女性の参画促進	29	自営業者や家族従業者である女性の能力向上の支援	自営業者及び家族従業者である女性への男女共同参画についての情報提供や学習機会の提供などにより、経営能力等の向上を支援します。	商工労働課	自営業者及び家族従業者への情報提供	労働局・職安・県からの男女共同参画に関する資料を市関係所属に配布すること等を通し、自営業者及び家族従業者である女性への情報提供を行う。	男女共同参画に関する資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置する。	
						人権・男女共同参画課	男女共同参画セミナー(高等教育機関連携事業)の開催	次世代を担う学生に男女共同参画を理解してもらうため、外部講師による男女共同参画セミナーを開催する。	高等教育機関等において、学生を対象としたセミナーを開催する。	
		⑭ 女性の参画が少ない分野への女性の参画促進	30	性別にとらわれない職業意識の醸成	高等教育機関と連携して、女性の理工系や男性の看護系への進学など、男女共同参画意識の醸成を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現の理解を深めるための支援を実施します。	商工労働課	—	—	—	
						人権・男女共同参画課	情報の収集・提供	男女の固定的な性別役割分担意識や、トイレや更衣室などの設備面も含めた就労環境が十分に整備されていないことにより、女性労働者が少ないと考えられる分野において、女性の参画を促進する取組等の情報収集・提供を行う。	・ホームページによる情報提供 ・関連図書等の収集・提供	
		⑭ 女性の参画が少ない分野への女性の参画促進	31	あらゆる分野への女性の参画促進	建設業、製造業など、男女の固定的な性別役割分担意識等により女性の参画が少ないと考えられる分野において、女性が働きやすい職場環境の整備に向けた情報提供や啓発を推進します。	商工労働課	国・県等との連携による啓発	労働局・職安・県からの事業所等への女性が働きやすい職場環境の整備に関する資料を市関係所属に配布すること等を通し、市内の事業所への意識啓発を行う。	女性が働きやすい職場環境の整備についての周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置する。	
	人権・男女共同参画課					市内事業所への情報提供	市内事業所へ制度の情報を提供し、周知を図る。	・長野市企業人権教育推進協議会と連携して、情報を市内事業所へ提供し、周知を図る。 ・市内中小事業者訪問は、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、計画する。		
	主要課題4 仕事と生活の調和の促進 【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】	⑮ 職業生活と家庭生活の両立に向けた環境づくり	32	働く女性の出産・育児等にかかわる保護	関係機関と連携を図りながら、女性労働者が妊娠中及び出産後も安心して働くことができるよう関係する制度を周知します。	人権・男女共同参画課	市内事業所への情報提供	市内事業所へ制度の情報を提供し、周知を図る。	・長野市企業人権教育推進協議会と連携して、情報を市内事業所へ提供し、周知を図る。 ・市内中小事業者訪問は、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、計画する。	
					商工労働課	国・県等との連携による啓発	労働局・職安・県からの事業所等への女性が妊娠中及び出産後も安心して働くことに関する資料を市関係所属に配布すること等を通し、市内の事業所への意識啓発を行う。	女性が妊娠及び出産後も安心して働くことに関する制度等の周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに配置する。		
			33	育児・介護休業制度等の活用の促進	仕事と育児・介護を両立しながら働き続けることができるように、男女ともに取得できる育児休業・介護休業制度等の活用を促進します。	人権・男女共同参画課	市内事業所への情報提供	市内事業所へ労働に関する情報を提供し、意識啓発を図る。	長野市企業人権教育推進協議会と連携して情報提供と意識啓発を行う。	
商工労働課					子育て雇用安定奨励金の交付	仕事と子育ての両立推進のため、働きやすい雇用環境づくりを支援する事業所に奨励金を交付する。	子育てと仕事の両立支援の促進と奨励金周知のため、関係機関へチラシを配付し、掲出してもらうように依頼する。			
34			多様な就労形態の促進	フレックスタイム制、短時間正社員制度、テレワーク等、ワーク・ライフ・バランスを可能とする多様な働き方について、事例を収集し、提供することにより普及を図ります。	人権・男女共同参画課	市内事業所の情報収集及び提供	市内事業所へ労働に関する情報の収集及び提供を行い、意識啓発を図る。	長野市企業人権教育推進協議会と連携して情報収集を図り、それらの情報提供と意識啓発を行う。		
	商工労働課	国・県等との連携による啓発		労働局・職安・県からの事業所等へのワーク・ライフ・バランスを可能とする多様な働き方に関する資料を市関係所属に配布すること等を通し、市内の事業所への意識啓発を行う。	ワーク・ライフ・バランスを可能とする多様な働き方についての周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに設置する。					
35	家庭生活における男女共同参画意識の醸成	性別による固定的な役割分担意識に気付き、男女共同参画の視点に立った家庭生活・家庭教育が行われるよう啓発活動を推進します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	男女共同参画センターにおいて、家庭生活における男女共同参画の意識向上を図る内容の講座を開催する。	・男性の家庭参画講座 1講座 ・ワーク・ライフ・バランス講座 1講座				

第五次長野市男女共同参画基本計画 実施事業一覧表

基本目標	主要課題	基本施策	施策体系区分				実施事業				
			施策番号	具体的施策	内 容	担当課	事業項目	事業概要	令和4年度 事業計画	令和4年度 実施結果	
基本目標1 あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり	主要課題4 仕事と生活の調和の促進 【女性活躍推進法に基づく市町村推進計画】	⑮ 職業生活と家庭生活の両立に向けた環境づくり	35	家庭生活における男女共同参画意識の醸成	性別による固定的な役割分担意識に気付き、男女共同参画の視点に立った家庭生活・家庭教育が行われるよう啓発活動を推進します。	家庭・地域学びの課	市立公民館・市交流センターにおける男女共同参画について理解を深めるための講座の開催	市立公民館・市交流センターにおける男性の家事参加等を促進するための各種講座の開催	「男性対象の家事をテーマにした講座」等を開催する。		
			36	働き方の見直しに関する啓発	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が、企業にとっても大きなメリットになることを事業主等へ啓発します。	人権・男女共同参画課 商工労働課	男女共同参画セミナーの開催支援 国・県等との連携による啓発	各事業所等からの依頼に応じ、職場内に生じている性別による固定的な役割分担意識の是正を図る内容のセミナーの開催を支援する。 労働局・職安・県からの事業所等へのワーク・ライフ・バランスを可能とする多様な働き方に関する資料を市関係所属に配布すること等を通し、事業主等への意識啓発を行う。	事業所を対象に、外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援 ワーク・ライフ・バランスを可能とする多様な働き方についての周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに設置する。		
		⑯ 男女がともに働きやすい職場環境の整備促進	37 所定外労働時間短縮の促進	心身ともに豊かでゆとりのある生活を実現し、男女ともに仕事と家庭・地域生活の両立ができるように所定外労働時間の短縮について啓発します。また、市役所において、職員の時間外勤務の縮減を推進します。	職員課	時間外勤務の縮減	職員の健康とワーク・ライフ・バランスの維持増進のため、時間外勤務の縮減を図る。		・勤務時間の把握、労務管理の徹底を呼びかける。 ・所属単位の目標設定や所属単位のノー残業デーに取り組むことで、時間外勤務の縮減を進めるとともに、まずは長時間労働の解消を優先し、業務量の平準化に重点を置いた取組を行う。		
					人権・男女共同参画課	男女共同参画セミナーの開催支援	各事業所等からの依頼に応じ、職場内に生じている性別による固定的な役割分担意識の是正を図る内容のセミナーの開催を支援する。	事業所を対象に、外部講師による講演会や人権・男女共同参画課職員による講習会及び啓発DVDを活用したセミナー開催支援			
			商工労働課	国・県等との連携による啓発	労働局・職安・県からの事業所等への仕事と家庭・地域生活の両立のための所定外労働時間の短縮等の周知・啓発資料を就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、商工労働課パンフレットコーナーに設置する。						
			人権・男女共同参画課	優良事業者表彰の実施と公表	人権に配慮し、男女が共に働きやすい職場環境づくりのための積極的な取り組みを行っている事業者を表彰する。	・優良事業者の表彰 優良事業者賞・奨励賞 各々2社（者）以内 ・優良事業者の公表 市ホームページ、情報紙、月間講演会開会式において事業者の紹介					
	38 働き方の見直しに関する情報発信	多様な生き方・働き方について、様々な機会を捉えてロールモデルの発信に努めます。	商工労働課	ホームページ等による情報発信	多様な生き方・働き方について、資料を市関係所属に配布すること等を通し、情報発信を行う。	就職情報サイト「おしごとながの」から周知するとともに、関係資料を商工労働課パンフレットコーナーに配置する。					
	⑰ 市役所における職業生活と家庭生活の両立の促進	39 市役所における職業生活と家庭生活の両立の推進	市職員に家庭生活への参画を促し、仕事以外の生活の充実への職員意識の高揚を図ることにより、市職員の職業生活と家庭生活の両立推進に取り組みます。	職員課	職業生活と家庭生活の両立推進	職員の健康とワーク・ライフ・バランスの維持増進のため、働き方改革の推進を図る。		時差出勤やテレワークの導入等、市職員の職業生活と家庭生活の両立推進に向けた取組を進める。			
		40 男性職員の育児休業取得率向上への取組	男性職員の育児休業制度の利用を促進するため、制度の周知などを図るとともに、所属長からの対象職員への直接的な働き掛けや職場の雰囲気づくりに努め、働き方改革の推進による職場環境の整備などの取組を行います。	職員課 全課	職業生活と家庭生活の両立推進	職員の健康とワーク・ライフ・バランスの維持増進のため、働き方改革の推進を図る。		時差出勤やテレワークの導入等、市職員の職業生活と家庭生活の両立推進に向けた取組を進める。			
	⑱ 子育てや介護等の支援の充実	41 保育・児童育成に関する情報提供	子育て支援や保育・児童育成に関する情報について、各種ガイドブックやホームページ、ながのわくわく子育てLINE、子育て応援アプリ「すくすくナビ」等で情報提供します。	健康課	長野市子育て応援アプリ「すくすくナビ」の提供	妊娠・出産、乳幼児期の子育てに関する情報提供やスケジュール管理等、子育てに役立つ機能をまとめた無料のスマートフォン用アプリケーションを配信するもの		妊娠・出産、乳幼児期の子育てに関する情報を随時配信する			
				子育て家庭福祉課	様々な手段による子育て支援情報の提供	・ガイドブックやホームページにより子育てに関する情報を提供する。 ・妊娠・出産から子育てに関する基礎知識やアドバイス、市の子育て支援情報などを「ながのわくわく子育てLINE」により配信し、情報を提供する。	・「子育てガイドブック」の発行(14,000部)、配布(市民窓口課、支所、保健センター等で、転入した子育て世帯や、出生あるいは妊娠の届出時に配布、希望者にも配布) ・「ながのババ手帳」(父親向け冊子)の配布(市民窓口課、支所、保健センター等で、希望者に配布) ・「ながのわくわく子育てLINE」により、妊産婦、パートナー、家族に対して情報配信を行う。				

第五次長野市男女共同参画基本計画 実施事業一覧表

基本目標	主要課題	基本施策	施策体系区分			実施事業				
			施策番号	具体的施策	内 容	担当課	事業項目	事業概要	令和4年度 事業計画	令和4年度 実施結果
基本目標1 あらゆる分野 で女性が活躍 できる環境づ くり	主要課題4 仕事と生活 の調和の促 進 【女性活躍 推進法に基 づく市町村 推進計画】	⑱ 子育てや介護等 の支援の充実	42	多様な就労形態にあった保 育の充実	働く親の多様な就労形態にあった延長 保育・一時預かり・病児保育等の保育 サービスの充実を諸団体と連携し、推 進します。	保育・幼稚園課	各種保育サービ スの実施	出産後、就労形態や様々なニーズに対応でき るよう、乳幼児を対象に保育を実施する。	引き続き、以下の事業について継続実施する。 ・延長保育事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業	
			43	安心して社会参画できる子 育て支援の充実	子どもと保護者の様々な不安や悩みに対 する相談を行います。相談を行います。 また、「地域子育て支援センター」など で、育児情報の提供や育児相談、子 育て親子の交流事業等を行うなど、子 育て支援の充実を図ります。	子育て家庭福祉課 保育・幼稚園課	こども総合支援セ ンターによる相談 の実施 子育て相談等の実 施	子どもやその保護者などからの、様々な悩み や相談を受け付けるとともに、必要に応じて 関係課、関係機関にもつなげる。 地域子育て支援センター、こども広場、保育 所及び認定こども園において、子育て不安の 軽減、解消のために、子育てに関する情報提 供等を実施する。	・こども総合支援センターにおける相談の受付 ・夜間（17：15～19：30）にも相談受付を行う ・ここにこ園訪問での相談	
			44	放課後子ども総合プラン事 業の充実	小学校通学区域ごとに、既存施設のほ か小学校施設を活用し、安全、安心な 放課後の居場所及び多様な体験・交流 の機会を提供して児童の健全育成を図 るとともに、仕事と子育ての両立を支 援します。	こども政策課	放課後子ども総合 プランの推進	・小学生に対し放課後等に安全で安心な遊び の場及び生活の場において多様な体験活動、 交流等の機会を提供する。 ・既存施設（児童館・児童センター）のほか 小学校内施設（子どもプラザ）等を活用し、 利用を希望するすべての児童の受入校区の拡 大と実施施設の充実を進める。	・プラン事登録児童数 8,435人（R4.5.1） ・延長拡大については、各校区のニーズに応じ 導入する ・希望児童の受け入れ拡大については、新型コ ロナウイルス感染症の状況を踏まえ判断する ・老朽化する児童センター等の学校内への移転 （プラザへの集約）の検討、実施を進める	
			45	ファミリー・サポート・セ ンター事業の充実	地域において乳幼児や小学生等の児童 の預かりの援助を依頼する者と援助を 提供する者の相互支援組織である 「ファミリー・サポート・センター」 事業を充実させ、利用を促進します。	保育・幼稚園課	ファミリーサポー トセンター事業の 実施	・子育ての手助けをしてほしい人（依頼会 員）と子育てのお手伝いをしたい人（提供会 員）の会員組織 ・会員同士をファミリー・サポート・セン ターが仲介し、子育ての相互援助活動を行 う。	地域において乳幼児や小学生等の児童の預かり の援助を依頼する者と援助を提供する者の相互 支援組織である「ファミリー・サポート・セン ター」の提供会員及び両方会員を確保し、利用 を促進します。	
			46	介護支援に関する情報提供 と相談機能の充実	介護に関する情報を収集・提供し、介 護が円滑に行われるように支援しま す。また、「地域包括支援センター」 等を拠点に相談機能の充実を図りま す。	地域包括ケア推進課 介護保険課	地域包括支援セン ター等による総合 相談支援事業 介護サービスガイ ドブック等の作 成・配布	・地域包括支援センターに、保健師、主任介 護支援専門員及び社会福祉士の専門職を配置 し、在宅介護に関する相談に対して、適切な サービスや制度・機関へつなげる、又は、情 報提供を行う等の支援を行う。 ・在宅介護支援センターは、身近な相談窓口 として、地域包括支援センターの行う総合 相談支援事業を補充する。 介護保険を利用するための手続方法や介護保 険で利用できるサービス事業者等の情報を冊 子パンフレットにして配布する。	・地域包括支援センターの運営 直営センター1か所 委託センター19か所+サブセンター1か所 ・在宅介護支援センター（ランチ）の設置 委託センター4か所 ・「長野市高齢者サービスガイド」 配布数 6,800冊 ・「みんなのあんしん介護保険」 配布数 7,000冊	
			47	男性の家庭生活への参画意 識の醸成	家庭における、男性の家事や育児、介 護への参画を促進するため、各種講座 等を開催します。 また、家事や子育てへの参画等の促進 にもつなげる男性の働き方、休み方へ の意識啓発に取り組みます。	人権・男女共同参画課 高齢者活躍支援課 地域包括ケア推進課 健康課 商工労働課 家庭・地域学びの課	男女共同参画セン ター企画講座の開 催 老人福祉センター 等での講座・セミ ナーの開催 介護者教室の開催 マタニティーセミ ナー — 市立公民館・市交 流センターにお ける男女共同参 画について理解 を深めるための 講座の開催	男性の家事・育児・介護等への参画を促進す る各種講座を開催する。 老人福祉センター等において、高齢者の健康 づくりや生きがいづくりを目的とした各種講 座を実施する。 ・高齢者を介護している家族や近隣の援助者 等を対象として、介護方法や介護サービスの 利用方法等の知識・技術を習得させるととも に、介護者同士の交流を図る。 ・保健センターにおいて、妊娠中の夫婦に対 して妊娠・出産のための母体保護に関する知 識の普及を図る。 ・NPOと協働で妊娠中の夫婦に対して妊娠出 産のための母体保護に関する知識の普及を図 る。 市立公民館・市交流センターにおける男性の 家事参加等を促進するための各種講座の開催	男性の家庭参画講座 1講座【再掲】 健康づくり、介護予防や認知症予防などを主眼 とした講座を開催するほか、男性を対象とした 料理教室、介護講座等を実施する。 地域包括支援センター及び在宅介護支援セン ターへ業務委託により介護者教室を開催 年間 62回開催予定 「じゃん・けん・ぼん」及び「このゆびとま れ」において毎月1回日曜日に開催する。 「男性対象の家事をテーマにした講座」等を開 催する。	
		48	男性の地域活動への参画意 識の醸成	男性が地域活動にも参加できるよう学 習機会を提供するとともに、男女共同 参画の視点を持って地域活動を行うよ う啓発します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画セン ター企画講座の開 催	様々な場における男性自身の意識啓発を目的 とした講座や情報の提供など、男性の家庭生 活や地域活動への参画を促進する講座を実施 する。	ワーク・ライフ・バランス講座 1講座 【再掲】		

第五次長野市男女共同参画基本計画 実施事業一覧表

施策体系区分							実施事業				
基本目標	主要課題	基本施策	施策番号	具体的施策	内 容	担当課	事業項目	事業概要	令和4年度 事業計画	令和4年度 実施結果	
基本目標2 安心・安全に暮らせる社会づくり	主要課題5 女性に対するあらゆる暴力の根絶	⑳ 女性に対するあらゆる暴力根絶のための広報、啓発の推進	49	配偶者等への暴力行為を許さない意識づくり	DVなど、配偶者やパートナーに対するあらゆる暴力行為を許さない社会づくりのため、市民の意識を変えていくための広報活動を充実し、市民を対象とした研修会、講演会を開催するなど、きめ細かい啓発活動を推進します。	人権・男女共同参画課 子育て家庭福祉課	男女共同参画センター企画講座の開催 関係機関への周知	男女共同参画センターにおいて、「女性に対する暴力をなくす運動(11/12~25)」の期間中にDV防止のための講座を開催する。 DVなどの人権を侵害する行為の発生防止に向け、普及啓発を推進する。	DV防止講座 2講座 関係機関から依頼を受けて、配布物等を関係する部・課や施設に配布する。		
			50	若年層等への暴力行為を許さない意識づくり	デートDVの防止や将来のDVの防止に向けて、若年層に対してこれらの問題について考える機会を提供します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	男女共同参画センターにおいて、「女性に対する暴力をなくす運動(11/12~25)」の期間中にDV防止のための講座を開催する。	DV防止講座 2講座【再掲】		
			51	暴力に対する女性への危機管理に関する啓発	女性に対する暴力の現状について情報提供し、危機管理意識を高めると共に、実際に被害にあったときの対処方法についての講座等を開催します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	男女共同参画センターにおいて、「女性に対する暴力をなくす運動(11/12~25)」の期間中にDV防止のための講座を開催する。	DV防止講座 2講座【再掲】		
		㉑ DV被害者に対する相談体制の整備、充実	【DV防止法に基づく市町村基本計画】	52	相談窓口の充実	日常生活で複雑・多様化する様々な課題解決のための相談に対応します。また、被害者が気軽に相談できるよう専門の相談員を配置し、相談窓口の充実と周知に努めます。	人権・男女共同参画課	女性のための相談の実施	男女共同参画センターにおいて、専門の女性相談指導員が常駐し、女性特有の悩みや不安等について相談を受ける。	女性のための相談(電話・面接) 平日 9:00~16:00 毎月第2土曜日(電話のみ) 9:00~16:00	
							子育て家庭福祉課	専門の相談員の配置	複雑・多様化する様々な課題を解決するため専門の相談員を配置し、相談窓口の充実を図る。	・子育て家庭福祉課及び福祉政策課篠ノ井分室に女性相談員を配置し、様々な相談に対応する。 ・女性の目にふれる場所に「DV相談窓口」のカードを設置し、窓口の周知を図る。	
					53	暴力を受けている人に対する相談機能の充実	被害が潜在化したり、深刻化する前に相談できるよう、また、被害者の心のケアや適切な支援につなげられるよう相談機能の充実を図ります。	子育て家庭福祉課	女性相談員による相談の実施	専門の相談員により対応し、適切な支援につなげられるよう関係機関との連携の充実を図る。	子育て家庭福祉課及び福祉政策課篠ノ井分室に女性相談員を配置し、相談業務を行うとともに、必要に応じ女性相談センターや警察等の関係機関と連携し支援を行う。
				54	相談機関相互の情報共有	庁内外の関係機関が実施している相談の中で、暴力の実態を見逃さず、適切な支援につなげられるよう、被害者本人の意思や個人情報に留意しながら連携を図ります。	人権・男女共同参画課	関係機関との情報共有	市や関係機関の相談窓口等で、適切な支援につなげられるよう連携を図る。	被害者の意向を確認しながら、必要に応じて庁内関係課や関係機関と情報の共有を行う。	
							子育て家庭福祉課	関係機関との情報共有	市や関係機関の相談窓口等で、適切な支援につなげられるよう連携を図る。	被害者の意向を確認しながら、必要に応じて庁内関係課や関係機関と情報の共有を行う。	
				55	相談員等の資質向上及び研修の充実	DVの特性理解など専門性の向上を図るため、相談員の知識と技術の向上を図る研修を実施します。また、相談員自身が、二次受傷などにより心の問題を抱えることがないよう、相談員のメンタルヘルスに配慮します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催 相談指導員の研修	相談員の知識と技術の向上を図るため、DVの特性や相談手法、各種制度に関する研修を充実するとともに、困難事例等についてアドバイスができる体制づくりに努めます。	・相談員の态意的対応や相談員ご対応の著しい相違を防ぐため、事例検討を実施する。 ・経験のある相談熟練者であるスーパーバイザーから助言や支援を得ることにより、相談員がより高い知識や技術を身に付けることを目的として、必要に応じてスーパービジョンを実施する。	
	子育て家庭福祉課	女性相談員の研修	・女性相談員が、より高度で的確な相談対応ができるよう、また女性相談員の二次受傷防止のため研修会に参加する。 ・相談員が一人で問題を抱えることがないよう組織対応を図る。				県や民間主催の各種研修会に積極的に参加して、知識と技術向上、相談員のメンタルヘルス等について受講する。				
	㉒ DV被害者の保護体制及び自立支援の充実			56	被害者の安全確保	県女性相談センターや警察への同行支援のほか、緊急時においては、保護を迅速かつ適切に行い、被害者の安全確保に努めます。また、加害者から被害者を保護するため、関係機関が連携して被害者の情報管理を徹底します。	子育て家庭福祉課	被害者の安全確保と情報管理	・緊急時において被害者の安全確保を図る。 ・庁内窓口における個人情報の適正管理等、被害者の安全に十分配慮し、手続きを円滑に行うため関係課との連携強化を図る。	・緊急時においては、女性相談員が関係機関と連携をとり、迅速かつ適切に被害者の安全確保を図る。 ・被害者を保護するため、支援措置等を行うとともに、関係機関とも連携して情報管理を徹底する。	
				57	被害者やその子どもへの支援の充実	被害者やその子どものために、一時保護施設での入所や、関係機関と緊密な連携を保ち、被害者の立場を十分に考慮した対策を推進します。	子育て家庭福祉課	被害者への支援	被害者への適切な支援を関係機関と連携して行う。	被害者からの相談に基づき、本人の意思を尊重しながら、自立に向けた生活を送ることができるよう、関係機関と連携して支援を行う。	
				58	経済的支援や生活支援	子どもの養育等を含め被害者の心身の健康の回復や生活基盤の安定と、自立した社会生活が再建できるよう関係機関と連携し、支援を行います。	子育て家庭福祉課	被害者への支援	被害者が安全で安心して生活再建できるよう、様々な観点から自立支援を支援する。	被害者からの相談内容に基づき、関係機関と連携し、本人及びその子どもが安全に自立した社会生活を送れるよう支援を行う。	
							関係各課				
	59	関係機関との連携強化	被害者の負担軽減を図るとともに、効果的な支援策を実施するため、被害者本人の意思を尊重しながら、庁内外の関係機関で情報の共有を図り、切れ目のない支援を行います。	子育て家庭福祉課 関係各課	関係機関との連携	多岐に渡る支援を効率的に切れ目なく行うため、関係機関との連携強化を図る。	被害者の意向を確認しながら、必要に応じて関係機関と情報共有し、連携した支援を行う。				

第五次長野市男女共同参画基本計画 実施事業一覧表

基本目標	主要課題	基本施策	施策体系区分			実施事業					
			施策番号	具体的施策	内 容	担当課	事業項目	事業概要	令和4年度 事業計画	令和4年度 実施結果	
基本目標2 安心・安全に暮らせる社会づくり	主要課題6 困難を抱える女性が安心して暮らせる支援と多様な性の尊重	②③ ひとり親家庭への支援	60	ひとり親家庭のための環境整備	正規雇用により有利となる免許・資格取得を促進するための教育訓練及び養成訓練に係る経費を給付することで、経済的に自立して子育てができるよう支援します。	子育て家庭福祉課	ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の経済的な自立を促進するため、就職に有利な専門性の高い資格を取得する際の受講料の一部負担及び生活費の負担軽減を図る。	自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の支給		
			61	ひとり親家庭支援に関する情報提供と相談機能の充実	様々な生活上の困難や養育費等自立に向けた相談に応じ、支援制度等の情報提供を行うとともに、困難を抱えた女性の置かれた状況に合った適切な支援機関につなぎます。	子育て家庭福祉課	ひとり親家庭への支援	配偶者のいない女性又は男性で、現に児童を扶養している者又は寡婦の生活相談等各種相談に応じて、悩み事の解消にあたり、自立促進を図るもの	子育て家庭福祉課及び福祉政策課ノ井分室へ母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の生活相談、自立支援等の各種相談に応じ、悩み事の解決や自立を図る。		
		②④ 高齢者・障害者・外国籍市民への支援	62	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備	高齢者及び障害者の社会参画の促進、自立と暮らしを支える地域づくりの推進及び援助の拡充等に努めます。また、外国籍市民への交流事業や相談業務の充実に努めます。	高齢者活躍支援課	おでかけパスポートによるバス利用促進及び社会参加支援	高齢者の積極的な社会参加や健康づくりを促すため、バス事業者と市が協力し、公共交通への乗車支援を実施する。	・社会の変化に対応した持続可能な仕組みづくりを検討する。 ・新型コロナウイルスの影響によりバス離れをしまった利用者の回復を目指す。		
							老人クラブ活動支援	豊かな老後の生活及び明るい長寿社会づくりを図るため、老人クラブに補助金を交付し高齢者の自主的な社会参加を促進する。	「単位老人クラブ」及び「長野市老人クラブ連合会」に補助金を交付し、高齢者の知識及び経験を生かした生きがいづくりと健康づくりのための自主的な社会活動を支援する。		
							老人福祉センター等での各種講座開催、グループ活動支援及び地域福祉活動の場の提供	高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーション等の便宜を供与するとともに、高齢者に対する地域福祉活動の拠点としてボランティアの育成等を図る。	高齢者の生きがいづくりや地域活動のきっかけづくりのための講座を開設し、健康づくり、介護予防や認知症予防などを主眼とした講座を開催するほか、ボランティア活動や世代間交流等高齢者の地域活動の拠点とした事業を実施する。		
							地域リーダー育成	県立大学、信州大学との連携による「ながのシニアライフアカデミー」を開講し、地域における指導的役割を果たす人材（地域リーダー）を育成する。	地域課題解決力を養う「地域マネジメントコース」と健康づくり実践力を養う「健康マネジメントコース」を設け、社会で活躍し豊かなまちの実現に貢献できる人材を育成するための講義を実施する。		
							地域包括ケア推進課	長野市介護予防クラブ支援事業・長野市介護予防生きいき通いの場事業補助金交付	高齢者が住み慣れた地域で健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、地域住民が介護予防のための主体的な活動を行うために組織した団体に対し、活動費用の一部を補助する。	申請のあった団体に補助金を交付する。	
							障害福祉課	地域移行支援事業	精神科病院や施設へ長期入院又は長期入所している障害者の地域移行支援をする専任の相談員（地域移行コーディネーター）を、圏域市町村で共同設置する。	長野市地域移行コーディネーターセンターを設置し、センター専従の専門員による圏域市町村を含めた相談支援事業を実施	
							観光振興課	母語生活相談の実施	外国籍市民からの生活相談に対応するため、外国語の相談窓口を設置する。	長野市国際交流コーナーに、外国語（英語、中国語、タガログ語、ベトナム語、韓国語、タイ語）による生活相談窓口を設置する。	
								日本語教室の開催	外国籍市民が地域で安心して生活できるよう、日本語の学習機会を提供する。	長野市国際交流コーナー及びオンラインで日本語教室を開催する。	
		②⑤ 性の多様性への理解の促進	63	多様な性の在り方への理解促進	市民・企業等へ性的指向や性自認に対する企画講座や講演会等の開催を推進します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	男女共同参画センターにおいて、性的指向や性自認に対する意識向上を図る内容の講座を開催する。	性の多様性講座 1講座		
							64	性的マイノリティに関する情報提供と相談支援	性的マイノリティであることを理由として生活上の困難や悩み、生きづらさを抱えている人に対し、その解消に向けた支援に取り組みます。	人権・男女共同参画課	心配ごとと悩みごと相談の実施
								女性のための相談の実施	男女共同参画センターにおいて、専門の女性相談指導員が常駐し、女性特有の悩みや不安等について相談を受ける。	女性のための相談（電話・面接） 平日 9:00～16:00 毎月第2土曜日（電話のみ）9:00～16:00	

第五次長野市男女共同参画基本計画 実施事業一覧表

基本目標	主要課題	基本施策	施策体系区分				実施事業			
			施策番号	具体的施策	内 容	担当課	事業項目	事業概要	令和4年度 事業計画	令和4年度 実施結果
基本目標2 安心・安全に暮らせる社会づくり	主要課題7 生涯を通じた女性の健康支援	②6 女性の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての意識づくり	65 女性の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての教育・学習機会の充実	学校において、性に関する正しい理解・尊重のために発達段階に応じた女性の性と生殖に関する健康と権利の啓発に取り組みます。中学、高校、大学等の生徒・学生を対象とした「性の出前講座」を実施します。また、「思春期ピアカウンセラー養成講座」を県と共催します。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	男女共同参画センターにおいて、女性の心身の健康と権利の保持についての講座を開催する。	女性の心と身体の健康講座 2講座		
					健康課	性の健康教育出前講座	小学校は保護者、中・高校は生徒に対し「性の出前講座」を実施する。	保健師が講師となり、学校からの依頼により「性の出前講座」を実施する。		
					保健給食課	教育・学習機会に関する情報提供	学校に対し、発達段階に応じた講座等の開催情報を提供します。	学校に対し、発達段階に応じた講座等の開催情報を提供します。		
			66 地域における性と生殖に関する正しい知識と意識づくりの推進	地域において、思春期の子どもと保護者に対し、健康・性・こころの問題についての幅広い知識の普及を図ります。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	男女共同参画センターにおいて、女性の心身の健康と権利の保持についての講座を開催する。	女性の心と身体の健康講座 2講座【再掲】		
					健康課	思春期相談	思春期におけるからだの変化、性に関する悩み、こころの問題などの相談に応じる。	健康カレンダー及びホームページに掲載し随時電話相談を受ける。		
					健康課	妊産婦、乳幼児健康相談	妊産婦、乳幼児の健康・育児に関する保護者等の相談に応じる。	・市内14か所の保健センター等を会場に実施する。 ・会場ごとの日程は、健康カレンダーに掲載する。		
		②7 妊娠・出産期の健康保持増進のための支援	67 女性特有の健康に関する相談機能の充実	女性の疾病予防と健康増進を図る健康に関する相談や妊産婦・乳幼児に関する相談を実施します。	健康課	妊産婦、乳幼児健康相談	妊産婦、乳幼児の健康・育児に関する保護者等の相談に応じる。	・市内14か所の保健センター等を会場に実施する。 ・会場ごとの日程は、健康カレンダーに掲載する。		
					健康課	妊娠・出産包括支援事業	妊娠・出産から子育て期の様々な不安や悩みごとについて、母子保健コーディネーター（母子保健・子育て支援専任の保健師）が相談に応じるとともに、地区担当保健師や関係機関が協力して切れ目のないきめ細やかな支援をすることにより、安心して出産や子育て期を迎えることができる環境を整える。	市内8保健センターに母子保健コーディネーターを配置し、妊娠から子育て期に生じる出産・育児に関する不安や悩みに関する相談支援を行う。		
					健康課	エイズ・性感染症相談	エイズ・性感染症について、感染の不安のある者に対し、相談・検査を実施することにより、予防意識の啓発を行うとともに、感染者の早期発見・早期治療に結びつける。	・毎週火曜日の9時～11時、毎月第1火曜日の17時～18時40分にエイズ相談、血液検査を実施する。 ・HIV検査普及週間や世界エイズデーに合わせた夜間エイズ相談、検査を実施する。HIV検査普及週間は検査相談時間を拡大する。		
					健康課	特定不妊治療への助成	保険外治療である特定不妊治療（体外受精・顕微授精及び男性不妊治療）を受けた夫婦の経済的負担の軽減を図るため、費用の一部を助成するもの。	令和4年4月から不妊治療が保健適用されたことを受け、令和4年3月31日以前から治療を開始し、令和4年度中に終了する「年度をまたぐ1回の治療」について、これまでの助成金制度による助成を行う。		
②8 更年期、高齢期の健康の保持増進のための支援	71 生涯を通じての健康づくりの促進	生活習慣病等の早期発見・早期治療のための各種検診の充実などにより、女性のライフステージに応じた疾病の予防と健康の増進を促進します。	健康課	総合健康相談 集団健康教育 訪問保健指導	健診受診により自分の健康状態に気づき、生活習慣改善に取り組めるよう、定例開催による健康・食生活相談の他、自分の食生活等が振り替えられる場を確保する。	総合健康相談：市内保健センター月1回定例開催 集団健康教育：地区の課題に合わせて企画 訪問保健指導：国保特定健診等のハイリスク者への個別支援				

第五次長野市男女共同参画基本計画 実施事業一覧表

施策体系区分							実施事業			
基本目標	主要課題	基本施策	施策番号	具体的施策	内 容	担当課	事業項目	事業概要	令和4年度 事業計画	令和4年度 実施結果
基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	主要課題8 男女の人権を尊重する市民意識の醸成	②9 男女共同参画、女性活躍推進のための意識啓発	72	広報ながの・情報紙等による啓発	広報ながの、情報紙（With You）、市政放送番組及び市ホームページ・SNSなどインターネットメディアの活用により、男女共同参画に関する情報を発信します。	広報広聴課	男女共同参画の視点に立った広報活動の推進	広報紙や市政放送番組等の広報活動を用いて、男女共同参画の啓発等の支援をする。	・広報ながのへの掲載（特集記事、くらしのチャンネル） ・市政ラジオ番組による広報活動（FMぜんごうじ）	
						人権・男女共同参画課	男女共同参画情報紙「With You」の発行	情報紙を用いて、男女共同参画についての啓発を行う。	フリーペーパー（ながの情報）への掲載 年間3回発行（7月・11月・3月）	
			73	結婚支援における男女共同参画意識の醸成	結婚を希望する人の出会いの場の創出支援や結婚を応援する機運の醸成などの市の結婚支援の取組において、男女共同参画の視点を取り入れた講座などを開催します。	企画課	結婚セミナー等の開催	結婚を希望する人や結婚を応援する人等を対象に、男女共同参画の視点を取り入れた講座等を開催する。	・婚活イベント&スキルアップセミナーの開催（計5回） ・ライフデザインゼミの開催支援 ・社会人ライフデザインセミナー（N-カジ）の開催 ・結婚応援ボランティア研修会の開催	
			74	男女共同参画の視点に立った情報の発信	市の刊行物等の作成に当たり、男女共同参画の視点に立った表現の徹底を図ります。	人権・男女共同参画課	ガイドラインの活用	各所属において今後刊行物を発行する際、男女共同参画に配慮した表現をするためのガイドラインである「男女共同参画の視点からの広報の手引き」を活用するよう働きかける。	庁内各所属に対しガイドラインの活用を働きかける。	
						全課				
		75	男女共同参画週間の活用	国で定める男女共同参画週間に合わせ、重点的に啓発活動を実施し、男女共同参画意識の向上を図ります。	人権・男女共同参画課	男女共同参画月間の開催	国の「男女共同参画週間（6/23～29）」に併せて、より多くの参加者を促すため期間を一月（6/23～7/22）とし、啓発活動を実施する。	・長野市月間期間中に、市役所市民交流スペース、しなのきにて啓発パネル展示 ・月間期間中の講演会及び各種講座の集中開催		
		76	講演会や講座等の開催	性別による固定的な役割分担意識の是正のための講演会、講座等を開催し、男女共同参画についての理解を深める啓発活動に努めると共に、メディア・リテラシーの向上や女性のエンパワーメントを図ります。	人権・男女共同参画課	男女共同参画センター企画講座の開催	男女共同参画センターにおいて、様々なテーマにより、性別による固定的な役割分担意識を是正し、男女共に個性と能力を発揮し、共に責任を分かち合う意識づくりを行う講座を開催する。	・男女共同参画月間講演会 1講座（1回） ・県企画講座 1講座（1回） ・エンパワーメント講座 4講座（4回） ・女性リーダー育成講座 1講座（5回） ・地域防災講座 1講座（1回） ・女性活躍推進講座 2講座（2回） ・男性の家庭参画講座 1講座（1回） ・ワーク・ライフ・バランス講座 1講座（1回） ・ハラスメント防止講座 1講座（1回） ・DV防止講座 2講座（2回） ・性の多様性講座 1講座（1回） ・女性の心と身体の健康講座 2講座（2回）		
		77	市民参画型の意識啓発活動の支援	市民自らの発想に基づき、身近なテーマを話し合う講座やシンポジウムの開催を通じ、市民参画型の意識啓発活動を支援します。	人権・男女共同参画課	「男女共同参画促進サポート事業」の実施	市民団体等の企画による男女共同参画に関するセミナーやシンポジウム開催等を支援する。	・講座・セミナー、講演会等 年間2企画以内（シンポジウム以外） ・シンポジウムA 年間1企画以内（参加者70人程度見込めるもの） ・シンポジウムB 年間1企画以内（参加者200人程度見込めるもの） ・調査研究 年間1企画以内		
		78	団体活動への支援	社会活動への女性の参画を進めていくため、各種団体活動を支援します。	人権・男女共同参画課	女性団体への支援	女性の社会活動参画を図るため、各種女性団体の活動を支援する。	登録団体、長野市地域女性ネットワークへの支援（男女共同参画に関する情報提供等）		
		79	相談機能の充実	様々な悩みや問題を抱える女性のため、相談者に寄り添いながら、関係機関との連携により相談機能の充実に努めます。	人権・男女共同参画課	女性のための相談の実施	男女共同参画センターにおいて、専門の女性相談指導員が常駐し、女性特有の悩みや不安等について相談を受ける。	女性のための相談（電話・面接） 平日 9:00～16:00 毎月第2土曜日（電話のみ）9:00～16:00		
						女性弁護士による女性のための法律相談	県弁護士会との共催により、女性特有の悩みにおいて、法的な見解が必要とされる場合に、女性弁護士が相談を受ける。	女性のための法律相談 毎月第2水曜日 10:00～12:00 申込 相談前日 8:30から電話にて受付（先着4人）		
		80	情報の収集と提供	男女共同参画に関する各種資料、国際的な動向などの情報を収集し、男女共同参画センターの情報収集機能の充実を図ることにより、市民が男女共同参画について理解を深め、実践につなげるための情報を提供します。	人権・男女共同参画課	情報の収集・提供	・インターネットにより、男女共同参画に関する情報を収集する。 ・本市の実施した調査結果、講座等の案内、啓発リーフレット、国際社会の動向等男女共同参画に関する情報をホームページに掲載する。 ・国・県・他市町村等の刊行物等の収集、男女共同参画に関する図書を購入し、男女共同参画センター情報コーナー等での閲覧及び貸出を行う。	・ホームページによる情報提供 ・関連図書等の収集・提供 ・啓発ビデオ・DVD等の紹介		

第五次長野市男女共同参画基本計画 実施事業一覧表

施策体系区分							実施事業			
基本目標	主要課題	基本施策	施策番号	具体的施策	内 容	担当課	事業項目	事業概要	令和4年度 事業計画	令和4年度 実施結果
基本目標3 男女共同参画 社会の実現に 向けた基盤づ くり	主要課題8 男女の人権 を尊重する 市民意識の 醸成	㉑ 子どものころからの男女共同参画を推進する教育の充実	81	教育・保育関係者に対する男女共同参画の視点に立った研修の推進	教職員や保育士、幼稚園教諭等の男女共同参画についての理解を深めるための研修を実施します。	保育・幼稚園課	保育所・認定こども園における男女共同参画研修の実施	保育士・保育教諭を対象とした男女共同参画の視点を取り入れた研修を実施する。	公立園長研修会、男性保育士研修会等で男女共同参画の視点を取り入れた研修会を実施する。	
						学校教育課	一人ひとりを尊重した保育	子ども一人ひとりの人権や発達を尊重する保育を実践するための研修を実践する。	子ども一人ひとりの人権や発達を尊重する保育を実践するため「全国保育士倫理綱領」等を資料として研修を行う。	
			人権・男女共同参画課	男女共同参画セミナー（高等教育機関連携事業）の開催	次世代を担う学生に男女共同参画を理解してもらうため、外部講師による男女共同参画セミナーを開催する。	高等教育機関等において、学生を対象としたセミナーを開催する。				
			保育・幼稚園課	一人ひとりを尊重した保育	子ども一人ひとりの人権や発達を尊重する保育を実践するための研修を実践する。	子ども一人ひとりの人権や発達を尊重する保育を実践するため「全国保育士倫理綱領」等を資料として研修を行う。				
			学校教育課	学校人権教育の推進	市立全小・中学校を人権教育研究指定校とし、様々な差別や偏見をなくし、ジェンダー平等をはじめとする男女共同参画意識を含む豊かな人権感覚と実践力をもつ児童生徒を育成する。	・市立全小中学校を人権教育研究指定校とし、実践授業や職員研修会を通して、教職員の意識向上を図る。 ・性の多様性やネットによる差別や誹謗中傷、性被害の防止に関する情報モラル等の学校管理職研修を実施する。				
		82	男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進	男女共同参画の視点に立った性教育及び人権教育を推進し、一人ひとりの適性と個性を尊重した生徒指導・進路指導を推進します。また、男の子、女の子といった固定的な意識を植え付けないよう配慮し、発達段階に応じて、個性を尊重した教育・保育を実施します。	人権・男女共同参画課	「男女共同参画に関する意識と実態調査」等の実施	「男女共同参画に関する意識と実態調査」等を実施し、今後の男女共同参画施策に反映させる。	・男女共同参画に関する市民意識と実態調査【調査対象】 長野市に在住する18歳以上75歳未満の男女各1,000人（計2,000人）		
		83	市民意識調査の実施と分析	広く市民を対象に、男女共同参画に関する意識調査を行い、その結果を分析し、男女共同参画の施策に反映させます。	人権・男女共同参画課	「男女共同参画に関する意識と実態調査」等の実施	「男女共同参画に関する意識と実態調査」等を実施し、今後の男女共同参画施策に反映させる。	・男女共同参画に関する市民意識と実態調査【調査対象】 長野市に在住する18歳以上75歳未満の男女各1,000人（計2,000人）		
		84	国際社会の動向に基づくジェンダー平等への理解促進	世界の女性をとりまく現状や課題などジェンダー平等に関する情報の収集・学習機会の提供などにより、国際社会の動向についての理解促進を図ります。	人権・男女共同参画課	情報の収集・提供	国際社会の動向や諸外国の女性の現状などについて、市民理解を深めるための情報の収集・提供を行う。	・ホームページによる情報提供 ・関連図書等の収集・提供		